

## 会 議 録

名 称	第2回市川市下水道事業審議会	
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は 公文書公開条例第 8条の項号を記載 する	1 副会長の選任について 2 下水道使用料について	(公開) (公開)
開催日時場所	平成23年10月6日(木)午後2時00分～午後3時10分 市川市役所3階第4委員会室	
出席者	委員	竹内委員、桜井委員、西村委員、浜上委員、高橋委員、岸田委員 阿部委員、吉田委員、石井委員、福田委員、永山委員、有馬委員 日向委員
	事務局 (所管課)	河川・下水道管理課
	関係課等	河川・下水道管理課、河川・下水道整備課
傍聴区分	可(0人)・不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配布資料	《 配布資料 》 ・審議会資料1 下水道使用料について ・審議会資料2 下水道使用料金表  《 参考資料 》 ・市川市下水道事業審議会条例 ・市川市下水道事業審議会員名簿	
特記事項		

様式第 6 号別紙

第 2 回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 23 年 10 月 6 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
- 2 場 所：市川市役所 3 階 第 4 委員会室
- 3 出席者：  
委 員 竹内委員、桜井委員、西村委員、浜上委員、高橋委員、岸田委員  
阿部委員、吉田委員、石井委員、福田委員、永山委員、有馬委員  
日向委員  
市川市 赤羽秀郎（水と緑の部長）、江原孝好（水と緑の部次長）、安田将広  
（水と緑の部次長）、田村恭通（河川・下水道管理課長）、水橋範行  
（河川・下水道整備課長）他
- 4 議 事：（1） 副会長の選任について （公開）  
（2） 下水道使用料について （公開）

《 配布資料 》

- ・ 審議会資料 1 下水道使用料について
- ・ 審議会資料 2 下水道使用料金表

《 参考資料 》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
- ・ 市川市下水道事業審議会員名簿

【 午後 2 時開会 】

事務局： 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第 2 回市川市下水道事業審議会を開催させていただきます。

まず初めに、事務連絡をさせていただきます。

本日、堀木委員と佐々木委員が、都合により欠席との連絡がありましたので、ご了承いただきたいと思います。

なお、本審議会につきましては、下水道事業審議会条例第 7 条第 2 項により、半数以上の方が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

次に、本日の審議会につきまして、お手元の会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。まず本日の審議会の会議次第、それと席次表、審議会条例、審議会委員名簿を用意させていただきました。次に、議題 2 「下水道使用料について」ということで資料 1 を、それから下水道使用料金表を資料 2 としてご用意させていただきました。資料のない方はおいででしょうか。

事務局からは以上でございます。浜上会長、よろしくお願いいたします。

浜上会長： 皆さん、こんにちは。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。天候が非常に目まぐるしく変わりまして、きのうは土砂降りで大雨警報が出ていまして、気温も冬になったような非常な寒さでした。きょうは打って変わりまして、夏に戻ったような暖かいというか、それを通り越して暑いぐらいの陽気でございます。皆様には体調にくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。

それでは、お手元の会議次第に沿いまして進めていきたいと思えます。

1 副会長の選任について

浜上会長： まず、報告事項でございますが、これにつきましては、前回先送りいたしました、議題 1 「副会長の選任について」でございます。

副会長につきましては、慣例といたしまして、市議会議員の中か

ら選出されてまいりました。前回、竹内委員が欠席ということで、その後、市議会委員3名の方で話し合いをしていただき、その結果、竹内委員を副会長にということで報告がございました。それをお諮りしたいと思います。ご承認いただけますでしょうか。

(拍手)

浜上会長：                    ありがとうございます。

それでは、副会長に就任されました竹内委員、こちらの席へお願いいたします。

改めまして、新たに副会長になりました竹内委員より一言ごあいさつをお願いいたします。

竹内副会長：                皆さん、こんにちは。ただいま副会長に就任させていただきました市議会議員の竹内でございます。

まず、前回、私の急用で欠席したことをおわび申し上げます。私は既に、7、8年、本審議会におりますが、今回、副会長という重責をお預かりしたということで、皆様方に協力いただきながら頑張っていきたいと思っております。

市川市は下水道普及率67%強ということで、文化都市と言われていた市川市にしては、まだまだ低いのかなと思っております。しかし、今、外環道路、そしてまた、市川市のほぼ中央を走る道路で、工事をしております3・4・18号の道路も着々と整備されておりますので、これからかなりのハイスピードで普及率も上がるのかなと思っております。いずれにいたしましても、下水道事業全般にわたりまして、皆様方とともに、市川市のよりよい整備、あるいは関連する部分を一生懸命進めていければと思っております。私も会長を補佐するために努力させていただきますので、どうぞ皆様方、よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

浜上会長：                    どうもありがとうございます。

それでは、これから審議会の議事に入りたいと思いますが、きょうは傍聴人の方はいらっしゃらないということでよろしいですか。

事務局：                    はい。

浜上会長：                    それでは、傍聴人の方がいらっしゃいませんので、早速審議に入りたいと思います。

## 2 下水道使用料について

浜上会長： 議題2「下水道使用料について」ということで、河川・下水道管理課の田村課長よりご説明をお願いします。

田村課長： 河川・下水道管理課長の田村でございます。本日はどうもご苦労さまでございます。「下水道使用料について」事前に配付しております資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

なお、今回の使用料の見直しにつきましては、現状の経営分析、また見直し期間における事業予測等、株式会社日水コンへ委託しまして検討を行ってまいりました。

そこで、浜上会長にお諮りしたいと思っております。日水コンの担当者をこの会に出席させ、詳細についてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

浜上会長： それでは、日水コンの担当者の出席について了解し、また説明もよろしくお願ひしたいと思っております。

田村課長： ありがとうございます。

それでは、詳細につきまして日水コンの担当者よりご説明させていただき、その後、私のほうからまとめにつきまして、またご説明させていただきたいと思っております。

それでは、お願いいたします。

日水コン： 本日もご説明させていただきます日水コンの渡邊と申します。よろしくお願ひします。

それでは、議題2「下水道使用料について」お手持ちの資料に沿ってご説明いたします。

本日、私のほうからご説明させていただく内容は、目次のはじめにから3の市川市公共下水道の経営予測まででございます。

それでは早速ですが、1ページのはじめにということで、背景と目的についてご説明いたします。下水道事業の役割は大きく2つありまして、降った雨を速やかに川や海に流す雨水排除、それと汚れた水をきれいにして処理するという汚水処理でございます。雨水につきましては自然現象であることから、それにかかわる整備費用、維持管理費用については公費、いわゆる税金をもって賄うこととされております。汚水につきましては、発生者、発生源が明確であることから使用料を負担していただく、いわゆる私費ということで、雨水公費、汚水私費の原則に基づいて財政措置がなされております。

それで市川市の下水道料金ですが、建設の初期段階は下水道の経費が著しく高くなるということで、過渡的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定して使用料を検討してまいりました。1ページの表1に、改定経緯が載せてありますが、平成15年に約12%という、資本費算入率50%を目標とした値上げを行っております。その後、平成18年、平成20年と見直しを行った結果、経営予測の結果を判断して、経営の見通しが良化傾向であるために据え置きという形になっております。それで平成20年から平成23年と3年が経過したことによって、今回、平成24年から平成26年の使用料について検討を行います。

今回の検討の内容ですが、図1の下水道使用料改定検討フローに示しますとおり、スタートから始まりまして、緑の枠で囲ったところの、下水道部局で検討された内容についてご説明をいたします。その内容を踏まえまして審議会検討結果を出していただきまして、料金改定の場合は市長へ答申、議案を作成して市議会で審議して使用料改定という流れになります。一方、料金を据え置きする場合は市長に報告いたしまして終わりとなり、また3年後に改めて改定の検討を行うという形になります。

本日は1から4の内容についてご説明いたしますので、その内容について審議していただくこととなります。

以上が1ページのはじめ（背景・目的）になります。

それでは、2ページ目からですが、下水道使用料設定の考え方として4点ご説明いたします。

1点目、下水道使用料に関する法律です。下水道使用料に関する法律は2つございまして、地方財政法第6条と下水道法第20条です。2ページの中段から下に条文が書かれていますが、これを要約しますと3つ挙げられます。1つ目は、下水道事業の経費は経営に伴う収入、いわゆる下水道使用料を充てる必要があるということ。2つ目は、下水道使用料は条例を定めることによって使用者から徴収できるということ。3つ目は、下水道使用料の設定は、基本原則を遵守して設定しなければならないということになります。

その基本原則については、2ページの一番下のところに書いてありますが、4つありまして、いわゆる明確な使用料体系とか公平であるということが書かれております。

以上が下水道使用料に関する法律でございます。

それでは、具体的に設定の考え方ということで、3ページ目の下水道使用料の基本的考え方をご説明いたします。使用料に関する基本的な考え方につきましては、昭和60年7月に「第5次下水道財政研究委員会の提言」によって明らかにされております。

その内容につきましては、3ページの下の方に記載されておりますが、要約いたしますと2つありまして、1つ目は汚水処理原価について、能率的な管理が行われていること。2つ目は、下水道の一般的な特徴といたしまして、初期の投資額がかかりますので、初期段階につきましては原価が高くなる傾向があるので、長期的に収支の均衡を図ること。2つ目の使用料の対象についてですが、汚水に係る維持管理費は全額使用料の対象とすること。汚水に係る資本費は全額使用料の対象とすることが妥当であるが、事情を踏まえて範囲を限定することができるということで、汚水処理原価の初期段階は原価が高くなる傾向にあることを受けて、建設途中であれば全額対象としなくてもいいというか、範囲を限定するということとなります。

今、ここで資本費という聞きなれない言葉が出てきましたが、資本費というのは、下水道を整備するときの国庫補助金や、一般会計負担金、受益者負担金などを除いた部分を、下水道事業債という起債を起こしまして、それを充てます。その償還、いわゆる借金を返済していくものが資本費ということになります。

以上で3ページの下水道使用料の基本的考え方についてのご説明を終わります。

続きまして4ページですが、提言がされたのが昭和60年ということで、若干時間がたっていますので、最新の国の下水道使用料に関する方針ということで、4ページの(3)に挙げさせていただいております。現在の下水道使用料における国の方針は、総務省から出されています「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」で明示されております。それによりますと、ほかの下水道事業との類似事業がありますが、その公共料金との整合であったり、大都市での試算の状況から、最低1㎡あたり150円をめどに設定することとされております。現在の市川市の使用料単価につきましては、4ページの一番下に平成22年度の数値が書かれておりますが、149.96円ということで、おおむね150円と設定されております。これは国の示しております方針と合致するということとなります。

以上、4ページが最新の国の下水道使用料に関する方針のご説明です。

続きまして5ページ目に、他市における公共下水道事業の経営状況との比較を示しております。平成21年度における千葉県内の公共下水道事業と比較したものを表2に示しており、表の中には普及率、汚水処理にかかわる原価、使用料単価、資本費算入率、一般家庭使用料ということで示しております。一般家庭使用料につきましては、1カ月当たり20m<sup>3</sup>を使ったときの場合を想定して算定しております。資本費算入率ですが、これは使用料単価から維持管理費分を引きまして、その残ったものが資本費のうち、どれだけを占めているかという割合を示す指標でございまして、100%であれば、すべてが使用料で賄えているということになります。100%を切っている場合、残りは税金、公費より出ていくことになります。市川市の資本費算入率は73.7%でございまして、県内30事業中17位と低い水準に位置しております。一般家庭使用料、月20m<sup>3</sup>使用時は2,446円となりまして、県内で30事業中5番目に高いところに位置します。ただし、これにつきましては、県内で2,000円を超えるところが24事業ありまして、著しく高いというわけではなくて、ほぼ同程度の他都市とはそんなに大差がないということになっております。

以上、千葉県内との比較の結果をご説明いたしました。

続きまして6ページ目、市川市における下水道事業につきまして、今までの下水道事業と今後の整備予定についてご説明いたします。

今までの下水道事業については、市川市の公共下水道は昭和36年度に事業着手しまして、現在、平成22年度末までに約1,320億円を投資しました。その結果といたしまして、整備面積が2,149ha、整備済み人口が31万9,500人、普及率が67.4%となりました。今までに整備した施設は、管路が約463kmで、これは東京から京都ぐらいの距離になります。あとは終末処理場が1カ所、ポンプ場が2カ所の資産を有しまして、安定した下水道サービスを市民の皆様を提供するために、365日、24時間体制で稼働している施設の維持管理を行っております。

図3は、処理水量と維持管理費の推移を示したグラフです。近年では処理水量が増加しているにもかかわらず、財政上の制約等によって維持管理費は減少傾向となっております。

また、図2は道路陥没件数ということで、近年の道路陥没の件数

を示しております。幸い重大な事故等はおこっていないものの、安易な維持管理費の削減は道路陥没事故の発生につながるおそれがあり、今後、維持管理費を財政上の制約等により削減していくと、市民生活の安全、安心を損なうことになりかねないこととなります。一方で下水道整備の効果といたしまして、快適な生活環境と良好な公共用水域の水質に寄与してきました。

その一例といたしまして、7ページ目に、普及率と真間川の水質の経年変化を示しております。図4のグラフは緑色の折れ線が普及率でございます、青色と水色の折れ線が真間川の水質を示します。赤の傍線を横に引っ張っておりますが、これは国が定める環境基準ということになります。緑色の普及率が向上するに従って、青色、水色の水質は下がってきれいなほうになってきてまして、平成13年には環境基準を遵守することができております。

以上、これまでが今までの下水道事業についてのご説明になります。

続きまして、今後の下水道事業についてということで、使用料にかかわる污水事業といたしまして、主要事業が3つあります。1つ目が未普及地域の污水整備、2つ目が老朽化施設の改築・更新、3つ目が合流式下水道の改善。この3つを将来推進していく予定となっております。

図5には、市川市の普及率と事業費の推移ということで示しておりますが、緑色の棒グラフが過年度の事業費、将来につきましては、黄色が污水事業、水色が雨水事業、青の折れ線が普及率を示しております。将来、平成23年から平成26年につきましては、雨水整備もあわせて行っていくために、事業費として平成25年には90億円弱の整備を予定しております。

それで8ページのほうには、今後、污水整備として、主要な事業3つの内容を整備しております。

1つ目の未普及地域の污水整備につきましてご説明いたします。市川市の污水整備は、外環道路の整備の影響を受けて、近隣の他都市よりおこなわれている状況にあります。現在建設中の外環道、都市計画道路3・4・18号の建設に合わせて県流域県流、松戸幹線と市川幹線の2つの幹線が整備され、下水道の面整備が可能となる地域が拡大いたします。一方、普及率を早急に向上させるために、事業の拡大による整備推進が必要となります。

それで実施内容と目標ですが、外環道に伴う流域幹線への接続管渠の整備といたしまして、平成27年度までを目標にしております。外環整備後は面整備の拡充ということで、現在の見通しでは、普及率が67%だったのが平成26年には69%に向上させる予定でございます。

続きまして、2番目の老朽化施設の改築・更新の事業についてご説明いたします。当初整備した菅野処理区は、昭和47年度に供用開始して約40年が経過しました。道路陥没の増加など、施設の老朽化が顕在化しております。安定的なサービスの提供及び道路陥没、汚水の漏水等の事故が発生しないように、効率的な改築・更新事業が必要となっております。また、将来的には、菅野処理区以外の施設についても老朽化が進むことから、計画的かつ予防的な改築・更新を早い段階から進めていくことで、トータル的な指標として安くなるような計画をしております。

その内容ですが、菅野処理区におきましては、平成23年度、24年度に長寿命化計画を策定いたしまして、この計画に基づいた事業を実施する予定となっております。平成25年以降にその事業を実施するわけなんですけど、計画を国に報告いたしまして、長寿命化支援制度に基づいて対策を実施することで国の補助金を受けられるということになります。

それでは、3番目の合流式下水道の改善事業についてご説明いたします。菅野処理区では、汚水と雨水を同じ管渠で排除する合流式下水道で整備されております。一定以上の雨が降ると汚水は未処理のまま排出されるため、衛生上、環境上の問題があります。下水道法施行令では、平成25年度までに対策の完了が義務づけられておりまして、市川市も対応する必要があります。

その内容ですが、未処理汚水の排出を防ぐために雨水滞水池、高速ろ過施設を整備します。また、ごみ等の夾雑物の排出を防ぐために真間ポンプ場のスクリーンを整備いたします。事業実施期間といたしましては、平成23年から平成25年の3カ年を予定しております。

以上が市川市における下水道事業となります。

続きまして9ページ目の、今、将来の整備事業量がわかりましたので、それを踏まえまして、市川市公共下水道事業の経営予測を行った結果についてご説明いたします。

経営予測の結果といたしまして、平成15年から平成26年の実績予

測値を踏まえた表を10ページの表4に示しております。この予測の結果は、支出につきましては、先ほどご報告、ご説明いたしました事業内容を踏まえて算定しております。収入の使用料につきましては、今の段階で現状維持をした場合の使用料ということで検討を行っております。

経営予測の結果を見ますと、汚水処理費のうち、資本費部分につきましては、平成17年度をピークに減少傾向にございます。また、これに伴いまして汚水処理費が減少しております。このことによつて、使用料が現状維持のままでも資本費算入率が向上していくような形になっております。これを踏まえて平成24年から平成26年につきましては、おおむね良好な経営状況になっていくような形を把握できております。

また、次の11ページの図6には、使用料算定期間ごとの収支計画のイメージ図を示しております。この図は、上に維持管理費分、資本費分ということで支出の部分を示す棒グラフと、下の使用料収入、一般会計繰入金という収入を示すグラフになっております。今回、使用料算定期間となります平成平成24年から平成26年の資本費算入率につきましては85%になる見込みでございまして、前回の平成21年度から平成23年度の使用料算定期間に比べますと、79.5%から5.5%の向上が見られるという形になっております。このグラフを見てもわかりますように、灰色の一般会計繰入金の部分が徐々に減少しているということで、下水道の独立採算制の確保ができてきているという状況が把握できております。

続きまして、12ページには資本費算入率と繰入金の推移を示したグラフでございまして、黄色い棒グラフが資本費算入率を示してございまして、ピンク色の折れ線グラフが繰入金、いわゆる公費を示しております。将来、平成26年に向かうに当たりまして、資本費算入率は向上していきまして、それに伴いまして繰入金はだんだん減少していくような傾向が見てとれます。このとおり、市川市の公共下水道事業というのは、経営的にはだんだん安定していく方向に向かっているということが把握できました。

以上でご説明を終わります。

田村課長：

それでは、私のほうから、重複するかもしれませんが、まとめについてご説明させていただきたいと思っております。

平成24年度から平成26年度の下水道使用料に関する検討結果につ

いて、資料13ページをお願いいたします。この検討では、3カ年の経営予測をした結果、4つの項目に着目し、下水道使用料を現状維持する方針結果となりました。

まず、1つ目の着目点は資本費算入率でございます。資本費算入率、資本費に占める使用料の割合でございますが、現状では県内で30都市中17番目と、中間ではございますが、低い水準となっております。試算結果では、経営の良化が見込まれ、11ページ、図6のほうに、今回、検討期間の資本費算入率は、前回の使用料算定期間の79.5%から5.5%増加し、85%となる見込みです。ただし、独立採算制となる100%には達していない状況でございます。

2つ目の着目点は使用料単価でございます。国の方針として、「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書では、独立採算制がとれていない都市について、最低限1立方メートル当たり150円とすることとしております。本市の使用料単価はおおむね150円であり、独立採算がとれていない状況であるため、国の方針とも合致しているといったところでございます。

それから、3つ目の着目点は整備量でございます。整備量は、将来、千葉県が整備する松戸幹線と市川幹線の2つの流域幹線の整備に伴い、整備可能区域が拡大する見込みであり、普及率向上のために早急に整備を進める必要があります。そのため、整備量がふえることで投資額が増加し、あわせて資本費についても今後増加が見込まれてまいります。今回の検討期間においては反映する段階ではないと考えております。

次に、4つ目の着目点としては維持管理費でございます。菅野処理場及び真間・菅野地区等における施設の老朽化に伴い、将来的には老朽化対策に必要な維持管理費の増加が見込まれてまいります。これも今回の検討期間においては反映させる段階ではないと考えております。

この3点目、4点目の資本費となる今後の整備費や老朽化対策に係る費用は、国費、一般会計繰入金以外は下水道事業債で賄うといったことになっておりますので、将来償還はしてまいります。今回の検討する期間への影響は少ないものと考えております。

以上を踏まえまして、平成24年度から平成26年度の下水道使用料は、経営は良化傾向になるものの、独立採算には達しないこと、将来的には投資額や維持管理費の増加が見込まれ、資本費算入率が低

下する要因は考えられますが、現段階での改定は行わず、現状の使用料体系を維持することが妥当と考えます。また、私たち下水道部門では、経営の健全化に向けて普及率や水洗化率の向上、また効率的な業務遂行による下水道事業全体の経費の削減に向け、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

浜上会長：

どうもありがとうございました。ただいま河川・下水道管理課の田村課長、それから日水コンのほうからご説明がありました。本日の議題2の「下水道使用料について」ということで、内容が非常に多岐にわたりました、また専門性の高い内容かなと思います、ストーリーとしては、13ページに最終的に今回の検討結果ということでまとめられておりました、よく整理されているという感じの印象を受けました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。ただいまの説明の中でご質問、ご意見等がありましたら、ぜひ出していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

福田委員：

資料に対する質問でもよろしいですか。

浜上会長：

どうぞ。

福田委員：

7ページなんですけれども、今後の下水道事業についてということで図5があるんですけれども、ここで23、24、25、26、今後の予測の事業費として計上されています。私が足し算しますと4年間で250億円を超えると思うんですけれども、それに比べて普及率の伸び率が2%しかない。その前の4年間はわずか53億ぐらいで、4年間の事業費に対して4%近くなっているんですけれども、このギャップはどのように考えればよろしいでしょうか。

浜上会長：

その辺、お答えはどうですか。お願いします。

水橋課長：

河川・下水道整備課長の水橋でございます。まず、黄色いものが汚水にかかわる事業費でございます。現在整備できる地域といたしましては、印旛沼連絡幹線に接続できるエリアの区域と西浦処理区。とりあえず都市計画道路3・4・18号の下に市川幹線、外環道路の下に松戸幹線の県の流域幹線が整備されるまでは普及率に反映する事業が進められませんので、現状の整備できる区域を現時点で拡大できるだけ拡大して整備していくという方向でございます。

続きまして、水色のところで雨水に関する事業費でございます。

今回の外環道路の工事がかなり進捗してまいりまして、特に市川南排水区ですとか高谷・田尻排水区でいきますと、京成線から南側の京葉道路までの付近あたりが市川南排水区でございまして、京葉道路から357までの区間が高谷・田尻排水区になるんですけれども、外環道路が、ご存じのように、構造が半地下構造形式でございまして、排水区を分断するような形になってございます。つきましては、現状の道路で入っている雨水幹線、あるいは既存水路等を外環道路を横断する工事とあわせてやっていて、ポンプ場等も設置しながら、27年度までの間に道路に合わせて、江戸川なり、あるいは高谷川のほうへ排水できるように、この期間でやっていかななくてはいけないということで、雨水の事業が大きくなるということでございます。済みません、ちょっと長くなりました。

福田委員： 普及率というのは、汚水に関する普及率と見ていいんですか。

水橋課長： そのとおりでございます。

福田委員： ありがとうございます。

もう1つ、ついでに8ページの①、②、③がありますよね。この3つに分けた事業費の比率というのは何か把握されていますか。①番の未普及地域の汚水整備、②番の老朽化施設の改築・更新、③番の合流式下水道の改善という3つの事業費の額。

浜上会長： 事業費の額ですか。

福田委員： 割合というか。

水橋課長： 例えば平成23年度の予算でいきますと、合流改善事業は約6億円でございます。長寿命化に係る2番目の老朽施設のものにしますと4,000万円でございます。未普及の整備といたしましては約18億円という試算になってございまして、今後、これが年度ごとにふえていくということでございます。

福田委員： ありがとうございます。

浜上会長： よろしいですか。ほかに。

岸田委員： 今、資料の話がありましたので、私も9ページの表現の仕方を確認します。下から4行目、平成24年度から平成26年度の平均値は85.0、平成21年度から平成23年度79.5。85.0から79.5を引くと5.5という数字になります。ここでは経年変化のパーセンテージ同士の比較なので、約5.5%の増加という表現よりも約5.5ポイント増加という、ポイントという数字を使うほうが妥当じゃないかなと思います。

浜上会長： どうですか。どなたか答えられますか。

日水コン： おっしゃるとおりだと思います。

岸田委員： では、そのように訂正していただければと思います。ありがとうございました。

浜上会長： ほかの委員はどうでしょうか。ありませんでしょうか。

吉田委員： 10ページの表の計算の仕方ですが、平成22年度決算のところの有収水量がこの数字で、使用料単価が149.96となっております。使用料というのは有収水量掛ける使用料単価ですよね。そうすると、この全体使用料が出てくると思うんですけども、この全体使用料というのは使った人全員が払った場合ですよね。でも、前は4%の人が払ってないという話でしたが、この数字はどういうふうにかえたらいいんでしょうかということ。

もう一つ、下から3番目の使用料単価引く汚水処理原価がマイナス12.94になっていて、これが一般会計から繰り入れましたよね。4億1,000万円ですけれども、前回の回答によりますと、4%ということは1億9,000万円ぐらい回収してないということになると思うんですけども、1億9,000万円の回収をここに入れば、かなり繰入額が減ると思うんです。今おっしゃったように、これからコスト削減に努めていきますということでしたが、未回収費について、ことしの6月ぐらいに船橋市では債権回収チームをつくって、全体で公債権について1億9,000万円ぐらい回収ができて、そのうち下水料は2,300万円ぐらいが回収できたという記事がありました。市川市はまだこれからマニュアルをつくる段階で、弁護士を招いて研修しますという記事と一緒に出ていたんですけども、コスト削減、繰入額の減少について、単なる委託ではなく、船橋市のように債権回収チームをつくって債権回収を図っていくという計画はないんでしょうか。

田村課長： 収納対策ということでございますけれども、我々は日ごろから催告書とか督促状を出して、訪問回数を平日以外にも休日の実施といったこと、また口座振替の推進、電話での催告の強化、アパートなど無断退去する方への追跡調査の強化とか、下水道に対する市民の理解を市の広報でPRしてまいりましたけれども、先ほどご指摘ございましたとおり、債権をとれない分が昨年度も5,900万円ほど出ておりますので、そういったことを踏まえまして、今後、委託会社と共同で訪問徴収の方法、休日に委託業者と市の合同徴収に当たっ

てまいりたいということも考えております。それには、市の職員も増員して実施していくといったこと、無断退去者の追跡調査回数をふやしていくといったこと、また、催告書の発送の強化を行っていくといったこと、滞納者に対して納付相談を強化していく、回数をふやしていくといったこと、それから、市の広報に下水道料金の問い合わせ窓口を何回も載せて、そこへの問い合わせを図っていくということで周知に努めていく。強固に払っていただけないようなお宅に対しては、固定資産税の差し押さえ経験者などを配置しておりますので、滞納整理の強化といったことで、差し押さえも踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。それから、債権管理課というセクションが市川市にもございまして、債権の総合的な管理を行っておりますので、先ほどお話にもございましたが、今後タイアップしてやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

浜上会長： 今のは大変重要な質問でして、やっぱり市民の負担の不公平感を解消していくといったことが大事かと思っておりますので、今後とも未回収がさらに縮小されるように努力をしていただきたいと思います。

阿部委員： 未回収は前回私が提起したんですけれども、年度ごとの未回収で回収されなかった、これを後で教えてもらいたいと思います。

もう1つ、多分回収できるのは自動引き落としをしている人、未回収の人は振り込みの人。でも、住民票の異動はするんですよね。だったら、住民票の窓口で滞っている人はわかるわけです。行政が横の関係をとれば、この人は払っていませんよというのをチェックできると思うんです。そうすると、窓口において異動、転居するときに回収の能力が上がると思うんです。異動して、どこに行ったかわからない人を幾ら追っかけろといったって、追っかけられないです。やったけど、だめでした、はい、終わりです。これは一般の民間企業だったら、とても対応できませんよ。そういう考えでは倒産します。だから、回収できるのは、そういう業者に頼むだけじゃなくて、市の窓口でもできるわけですから、そういう手だてを含んで縦横連携して回収するというのをしてもらわないと、未回収の人は有効で、払っている人がみんな負担しなきゃいけないということは不公平になります。それをもう1度検討していただければと思います。

浜上会長： どうもありがとうございました。ほかに。

吉田委員： 前回の議事録を送っていただいた中で、田村課長が、平成22年度末で収納率は89.31%だから、10%の未収となっていて、金額は1億4,760万円とあるんですけれども。

阿部委員： 9,000万円近く違うんだけれども。

浜上会長： 今のご質問、どうですか。

田村課長： 現年度分としまして、平成22年度で1億4,700万円、これは96.96%でございます。今、私が申し上げましたのが欠損処分のほうでございまして、5年の時効を迎えた分として5,900万円でございます。最終的には99%近くまでとっていくわけでございますけれども、1年度の平成22年度分として上げた数字が1億4,700万円でございます。そういうご理解をお願いいたします。

以上でございます。

浜上会長： どうもありがとうございます。ほかに。

阿部委員： 今お聞きしているのは、5年分で5,900万円の回収ですよということは、平成21年より前、平成21年、平成20年、平成19年、平成18年は総額で幾ら未回収があったんですか。そのうちの幾らが回収できたんですか。3年分ずっと足していくと、物すごい未回収分、欠損が落とされているはずなんです。こういう会議にそういう数字が出てこないというのは値上げする前の問題で、どういう数字になっているか、我々にわからないというのは会議の意味がずれているんじゃないですか。

田村課長： 各年度の欠損額というのがございまして、5年間の時効を迎えたものが毎年大体5,500万円ほどでございます。

阿部委員： トータル出ないの。

田村課長： トータルは出てございません。毎年5,500万円ほどの欠損額が発生しているといったところでございます。

阿部委員： トータルをこの次に出しておいていただけませんか。

田村課長： 済みませんが、では宿題ということでお願いします。

阿部委員： ちょっと補足ですけれども、6ページの道路の陥没件数というのがあるんですけれども、通常は大体55件前後、昨年は3割強の69件。これは陥没した理由が何かあれば教えていただければ。

田村課長： 菅野・真間地区で、主に下水道が原因で起きているといった状況の数字でございます。取り付け管が、菅野・真間地区というのはセラミック管で、すごくもろい管で取り付けされているわけでございます。そこが菅野・真間地区で敷設されておりまして、その欠

損が最近著しく多くなっているといったことで、だんだんふえていく傾向にございます。

阿部委員：                    ありがとうございます。

岸田委員：                    この場は「下水道使用料について」検討するわけですが、平成15年の10月1日に改定して以降、ずっと同じ料金で来ています。現在まで市民から、下水道料金が高過ぎるという意見が市に寄せられていますでしょうか。

田村課長：                    私、この4月に来ましてから、下水道料金のことについては一切聞こえてきていませんけれども、高いという指標は、先ほどご説明した数字でお示ししていますとおり、20㎡当たりの料金ということで、県内の平均のレベルといったところになってきておりますので、皆さん、他市町村も大体2,000円から2,500円の間でおさまってきているといったところでございます。

岸田委員：                    この料金体系について、市民に対して、資料は提供されたことがありますか。もしないようであれば、これは市民に知らせたことがあります、この場で下水道使用料を考えるということが一番基本的なことではないかなと思います。もし提供が可能であれば国が示している最低基準である基本的に150円/㎡、そういうものに合致していることをPRしてほしいと思います。今回は値上げしない形の検討のようですが、将来のこともありますので、その辺を市民が納得するように、ふだんから市民に対しPRを十分にさせていただけるのかなと考えます。

田村課長：                    広報で前にも出しています。

赤羽部長：                    料金等については全部出しています。先ほどからいろいろ質問がありますが、議会等においても、特に高いという話の中では、うちのほうで従量制というのを基本にしていますので、できれば料金体系、その辺を小分けしてくれとか、そういうお話はございます。ですが、現実的に今の状況ですと、家族構成等を含めまして考えた中では今の体系でいこうということでやってきましたので、特にどうしても変えてくれというのはなかったと思うんです。

浜上会長：                    よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

石井委員：                    今の問題ですけれども、市民に対する下水道のPRを広報でちゃんとやっているとは思っています。一々、それを市民に郵送したり、配ったりしなくても、広報を見ていると大体わかると思います。

浜上会長：                    ということだそうでございます。そういう意見もあるということ

ですね。わかりました。

それでは、ほかに特に質問、ご意見等がなければ、以上、本日の報告の内容について、現在、市の下水道事業の経営等を踏まえまして、平成24年度から平成26年度までの下水道使用料を据え置くという結論が出されたわけですが、これについて、そういう方向でよろしいかどうか。承認いただけますでしょうか。

(拍手)

浜上会長：                    ありがとうございます。

それでは、本審議会といたしましては、使用料は改定しないで、このまま据え置くということで承認させていただきたいと思えます。

合流式下水道改善事業の進捗状況について

浜上会長：                    これで審議事項は終わりとさせていただきますが、続きまして、過日、委員の方から、「合流式下水道改善事業の進捗状況について」お聞きしたいというお話がございましたので、河川・下水道整備課、水橋課長からご説明をお願いします。

水橋課長：                    説明の前に、資料を一部皆様にお配りさせていただきたいと思えます。

(資料配付)

水橋課長：                    では、本市の合流式改善事業についてご説明させていただきます。まず初めに、皆様もご存じのとおり、下水道には合流式の下水道と分流式の下水道がございます。合流式の下水道につきましては、汚水と雨水の下水を同じ下水道管渠で、下流のポンプ場や処理場まで流して排水及び処理する方式の公共下水道でございます。一方、分流式の下水道につきましては、汚水と雨水の下水を別々の管渠で下流に流す方式の公共下水道でございます。

この合流式で本市の公共下水道事業を行ったのが、こちらにございます菅野処理区約282haでございます。真間ポンプ場は真間地区の71haを受け持ち、菅野ポンプ場は菅野地区の211haを受け持ち、そして菅野下水処理場が全体の汚水処理を受け持つこととして昭和50年度に整備が完了してございます。全国的に早期に公共下水道事業を実施した多くの自治体では、この合流式の下水道で整備を行ってまいった経過がございます。合流式下水道では、晴天時は家庭など

から排水される汚水はすべて下水処理場で処理されますが、降雨、雨天時には、汚水に雨水があわせて流れてきますので、処理場の能力を超える下水が入ってきた場合には、未処理のまま公共用水域の河川や海域に下水が排水されるということになります。この未処理下水が公共用水域に及ぼす水質汚濁や公衆衛生上の観点からの影響が顕在化してきたのを受け、平成15年に下水道法施行令が改訂されました。これは分流式の下水道と同程度となるよう、合流式下水道の改善を行うことを義務づけられたものでございます。

恐れ入りますが、お手元の「市川市合流式下水道改善事業の経過と今後の予定」という資料をご覧ください。本市の菅野処理区におきましても、平成15年の下水道法施行令の改正を受け、まず1段目でございます。合流式下水道改善計画といたしまして、降雨、雨天時に公共用水域に排水される未処理下水中の汚濁物を削減する施設の設置がその対策となります。本市の場合、当初、菅野下水処理場内に設置する雨水滞水池や、雨水や未処理下水中の木の葉や枝、あるいはビニールやプラスチックといった小さな固形物のごみなど（夾雑物）を除去するために、真間ポンプ場や菅野ポンプ場の雨水のスクリーンの目幅を50mmから細目の25mmに改修するなどの合流式下水道改善計画を平成16年に策定するとともに下水道事業認可を取得し、下から2段目、3段目の、平成17年度に真間ポンプ場と菅野ポンプ場の雨水沈砂池スクリーンを改修するための実施設計を行いました。

その後、厳しい財政状況の中から、工事着手などの進捗が図れない自治体が全国的に多く見受けられたため、新技術の採用や改善目標の設定方法の改定により、低コストと対策の促進を図るため、「効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き（案）」が平成20年3月に公表されました。これを受け、本市におきましても、一番上の段なんですが、平成21年度に雨水滞水池の規模を縮小し、高速ろ過施設を追加する市川市合流式下水道緊急改善計画を策定するとともに本審議会でのご審議をいただき、平成22年度に同改善計画に基づく事業計画変更認可を取得いたしました。

一方、平成21年度には、上から4段目、菅野ポンプ場の雨水の沈砂池スクリーン改修工事を実施しました。平成22年度から本年度にかけて、2番目、3番目なんですが、菅野下水場内の高速ろ過施設と雨水滞水池の実設計を進めており、同施設の建設工事を本年度

から平成25年度にかけて進める予定でございます。また、真間ポンプ場の雨水沈砂池スクリーン改修工事につきましては、本年度から平成24年度にかけて進めることになりましたので、済みません、このプリントでは平成23年度で終わるとなっていますが、一部平成24年にかけて進めるというふうに訂正させていただきたいと思っております。

最後に、一番最下段の真間ポンプ場付近流下型貯留施設、これは下水道の管渠内にある程度地下水を貯留するというものですが、この施設の整備につきましては、平成24年度に実施設計を、そして平成25年度に当施設の工事を行う予定としております。

現在の進捗状況としては、以上でございます。

最終完了年度としては、現時点で平成25年度末を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

浜上会長：                   ただいま「合流式下水道改善事業について」説明がありましたが、これにつきましてご質問等があればお受けしたいと思っております。特によろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして審議事項、報告事項、説明、あるいは質疑等が終わりました。本日の議題については以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局から連絡等がありましたらお願いします。

事務局：                   それでは、事務局のほうからご連絡いたします。さきの第1回の下水道事業審議会の会議録の確認等をまだ提出されてない方は、提出のほどをよろしくお願いいたします。

それと、今年度の下水道事業審議会につきましては、今のところ下水道事業の計画の変更等がございませんので、今回で終了という形になります。また今後ともお気づきな点等がございましたら、事務局のほうへご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

これで最後になりますが、私どもの水と緑の部、部長の赤羽より一言ごあいさつを申し上げます。

赤羽部長：                   どうも皆さん、長い間ありがとうございました。本日、この審議会での検討結果であります下水道使用料は現行のまま据え置きという結果でございます。これにつきましては、今後、市長のほうへ報告するとともに、庁内の関係部署へ周知しまして、来年度以降、予

算編成等に反映させていきたいと考えております。

また、ご審議の中でお話のありました、下水道使用料につきましての徴収の関係でございます。大切な財源となるものでございます。公平、公正の観点から、徴収業務につきましては、より成果を出せるよう、所管部署と調整を図りながら努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

事務局：                    それでは、以上をもちまして第2回市川市下水道事業審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【 午後3時10分閉会 】